

【会議記録－令和4年3月23日－20220323－9－議会改革検討会議】

- 1 開催日時 令和4年3月23日（水）午後2時～午後3時40分
- 2 開催場所 本庁舎3階大会議場
 - (1) 出席議員
座長 国松 誠
委員 高橋栄一郎、山本哲、榊晴太郎、てらさき雄介、栄居学、
渡辺ひとし、楠梨恵子、上野たつや、曾我部久美子
 - (2) 議会局出席者
局長 平井和友、副局長兼総務課長 霜尾克彦
経理課課長代理 江藤靖、議事課長 井上実、
政策調査課長 大河原邦治

4 議 事

県議会におけるオンライン会議の開催に向けた検討について

湯浅壘道氏（明治大学教授）を参考人として招致し、「都道府県議会におけるデジタル化の推進への取組について」をテーマとしてご講演いただき、知見を聴取した。

（質疑概要）

栄居委員 オンライン化にあたってはこれまでの議会のフローや手続きから見直すことが重要で、PDFといった電子データの書類の扱いの話が例としてあった。書類が必要なのは議場だけではなく様々なところで活動していく上で必要だと思うが、一覧性や保存との関係でこの扱いを改善しないとオンライン化もなかなか難しいのではないかと考えるが、何か方策は考えられるか。

湯浅講師 3つ大きな問題があると思う。一つは保存の問題。公的な機関として、どこに誰がいつまで保存するかということを担保する必要があると考える。公文書のデータは保存年限等が定まるが、公文書でないデータも含めてデータの保存について適切にルールを定める必要があると思う。

2つ目は、一覧性に欠けるということについては、やはりデジタルドキュメントを適切なルールのもとで管理することが必要と思う。これをしないまま崩壊的に紙のファイルをそのまま電子データにして保存していると、そこに一覧性に欠けるといった問題が生じるのではないと思う。

3つ目は、やはり、最大の鍵は、文書管理に代わるデジタルドキュメントの管理方法を定めるということだろうと思う。文書は各自治体では文書管理規程で処理しているが、デジタルだとファイル名の付け方をルールしたり、あるいは、ファイルの情報や属性をあらわすメタ情報を活用して記録していく方法というものも考えられる。いずれにしても、何らかの形で、紙の文書管理規程

に対応するデジタルなドキュメントの管理方法を統一的に定めることで、一覧性や保存性がないという問題はある程度解消できるのではないかと考えている。

傍聴議員（座長指名） 個人情報保護との関係で、執行機関の職員は議員のように選挙で選ばれたわけではなく試験で選考された公務員で、委員会等では個人の見解ではなく職務上答弁している。すべて公開することにより執行機関の職員が個人的に誹謗中傷の対象となり得ることを考えると、どの程度個人情報の保護に配慮すべきか。また、議会のオンライン化について、仮想空間の中で議会を行うというような考え方もあると思うが、こうした場合の法制度はどうか。

湯浅講師 1点目については、特別職ではない公務員の個人情報をどう扱うかについては、大概の自治体では、課長級以上の職員については幹部職員であるということの職責の重さに鑑みて氏名等を公表しても構わないあるいは情報公開請求等を受けた時にもその氏名は公開するという運用になっているところが多いと思う。他方、動画でそれが拡散されるということになると、プライバシーの問題も出てくるので、非常に大きい問題と認識している。学会でも賛否両論あると思うが、個人的には、議事録等の文書上で職員の氏名、肩書き、答弁内容等が出ることと動画で公開されることは相当程度重みが違うだろうと考えている。動画で公開されると様々なところに転載されていくことが容易に想像されるため、動画で公開する際には、例えば解像度を工夫する、画面における顔の大きさを工夫するなど、プライバシーをある程度保護することが一つかと思う。

2点目については、総務省の法解釈によれば、リアルな会議が基本であって、オンラインによる出席は、例えば緊急事態や一部の議員が様々な事情で出席できないときの代替措置として認めようという考え方なので、現時点では、最初から全てオンラインで行うとか、議会の全部をサーバー上だけで開催するという点については、現行法制では想定されていないということになる。しかしながら、将来的には、最初からオンラインを前提にするということもありえなくはないと思う。ただ、一つ問題になるのは傍聴の関係で、オンラインではどのように傍聴人に議事を公開するかということとそのときのプライバシーの保護等の観点をどう両立させるかというのは難しい問題である。多くの自治体では、委員会等をオンライン化する際に、傍聴については、来てもらいモニターを見てもらうというやり方をしており、逆行している感もあるが、なかなかコントロールが難しい問題と思う。

傍聴議員（座長指名） 他の議会では、委員会条例を改正してオンライン開

催できるよう積極的な環境整備に努めているということで 11 都府県の紹介があり、先日も東京都議会のニュースが報道されていたが、このように具体的な動きが出てきているのは、そうせざるを得ない今の社会情勢環境に至ったのかなと思いつつながら拝聴した。こうした議会は、個人情報取り扱い、傍聴のあり方、データの保存、利活用等といった点も議論をしながら運用していると思うが、今後、神奈川県議会でこうした対応をしていくにあたって、他の議会ではどのような整理をしながら具体化に至ったのかアドバイスいただけるものがあればお聞かせいただきたい。

湯浅講師

まず、オンライン委員会については、どの自治体も議員については選挙で選ばれている特別職であるということではさほど問題になっていないが、先ほど質問があったように答弁者とかそちらのプライバシーをどう保護するかということにいくつか懸念が出ていたようである。行きつくところは傍聴者をどうするかということになるが、私が知る限りは傍聴者にオンラインで傍聴者アカウントのようなものを作ってオンラインで入っていただくということまでいっているところはないように見受けられる。このことは議長の議事整理権をオンラインでどう行使できるかということにも関わってくるのではないかという気がする。

もう一つは、動画公開まで踏み出している議会もないわけではないが、今後本格的にオンラインによる方向を進めるということになるのであれば、先ほど申し上げたような個人情報やプライバシーの問題が生じるので、そういうことを真剣に考えるとなかなか積極的に踏み込めないというのが現状なのかなと思っている。

神奈川県議会としてどうすればいいかということだが、その透明性、あるいは県民への情報発信という要求と、インターネットを通じた情報の伝播力は格段にその影響力が大きいということのバランスをどうとるかということだと思う。本質的な解になっていないかもしれないが、現時点では、議員以外で画面に映り込むケースがあるとすれば、画面に映り込む方の顔等が極端に大きく映らないようにするとか、動画でアーカイブにする際は、その部分だけは音声だけにとどめるなど、そうした配慮も必要だろうと思う。

また、これも今後の検討課題だが、オンラインで流れる様子

と議事録との関係において、議事録は後で訂正が入ることを考慮すると、その訂正との間の整合性をどうとるかということも一つ問題かもしれない。この点については、議事録というものはそういう性質のもので、議場における発言を踏まえ最終的にこういうプロセスを経て議事録として確定するものですということを中心に説明することができれば、それで納得していただけるのではないかと思っている。

以上